

**「新たな総合計画PR強化事業」業務
公募型プロポーザル審査基準**

審査項目	審査基準	配点
全体概要	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨・目的を理解し、合致した提案となっていること。 ・提案内容が優れ、特に評価すべき内容があること。 	10点
提案内容	<p>【提案内容全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットに対して有効に訴求できる企画が提案されていること。 ・業務の目的を達成するために有効な独自提案があること。 	10点
	<p>【PRコンテンツ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットが興味・関心を持つような、魅力的なコンテンツが提案されていること。 	30点
	<p>【情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットを県HPへ誘導する、効果的な手法が提案されていること。 	15点
	<p>【広告の運用管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・媒体の選定や広告、運用スケジュール等が、ターゲットに効果的に訴求できる内容となっていること。 	15点
実施体制 及び 業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行する上で必要な組織、人員体制が整っているか。 ・同種・類似事業の実績は十分であるか。本件業務委託を実施する事業者としてふさわしいか。 	10点
経費見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な見積もりとなっているか。 	10点
合 計		100点